

珠洲市における災害ケースマネジメントの実践について

生活、住まい、
その人らしい
「再建」を。



特定非営利活動法人 YNF 代表理事
日本災害復興学会 理事 復興支援委員会 委員長
江崎太郎



生活、住まい、
その人らしい
「再建」を。





①アプローチ段階

- ・信頼関係を築く
(複数回の訪問)
- ・事実確認
- ・資力の確認
- ・被災世帯の自立の度合を
はかる

支援実績



士業みつばち隊

被災世帯に弁護士と建築士をペアで派遣し、住宅が修理可能かなど再建方法の相談に応じる活動を実施しました。(石川県珠洲市にて)
メディア等で報じられ、大きな反響を呼んでいます。

支援実績



申請サポート

生活再建支援金の申請期間の個別の延長や、公営住宅の特例入居期間延長など、被災世帯の課題を把握し、行政各所に働きかけることで、再建への猶予期間を作り出すことができました。

(久留米市 令和5年7月豪雨)



②提案段階

- ・再建の選択肢を提示
- ・再建のスケジュールの提示
- ・利用する支援制度について説明
- ・自治体へ制度の運用レベルでの確認(必要に応じて)
- ・専門家からのアドバイス(必要に応じて)

③支援実行

- ・応急修理制度の申請サポート
- ・り災認定の再調査立会い
- ・修理業者の見積もり立会い
- ・転居支援
- ・平時の福祉への連携

2024年に能登半島で行った主な事業

	緊急対応 (みつばち隊)	被災高齢者 等把握事業	土業 みつばち隊	被災者見守り 相談支援事業	派遣型土業相談 /空家調査事業
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					

1世帯1世帯にアプローチ



被害が大きかった6市町のうち珠洲市・能登町を担当。

災害関連死が出やすい「**在宅被災者**」を訪問。

地元の方々にお手伝いいただくと同時に、石川県外から多くの方にご協力をいただいた。

訪問の結果ケアが必要な方々は福祉部局につなぎ対応してもらうスキームを構築した。

一人ひとりに伴走する



珠洲市から委託を受け、「珠洲ささえ愛センター」の一部を担い活動しています。

個別訪問による課題の抽出や士業相談へのつなぎなどを行っています。

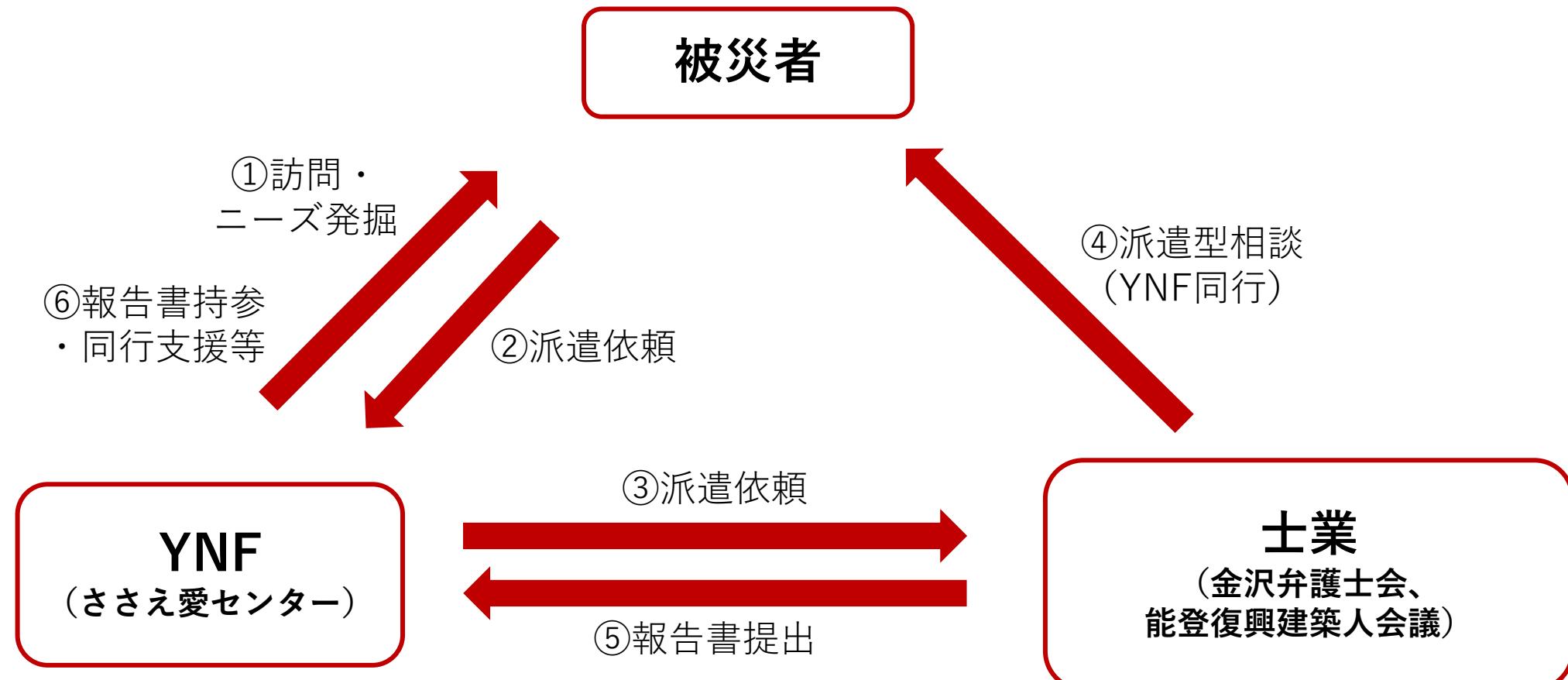
支援員は地元珠洲市やお隣の能登町在住のメンバーが中心で、被災者支援という初めてジャンルにも意欲的に挑戦し、日々支援制度や住まいの再建、福祉的な課題と向き合い、対応しています。

専門家による相談後の伴走支援も行っており、「つなぎっぱなし」にしない支援を心がけています。

一人ひとりの悩みに対応



全国から弁護士や建築士を募り、住まいの再建に悩む方々の家に派遣。ワンファミリー仙台と休眠預金を活用して実施。実際の被災家屋を見ながら、建物に関することや制度やお金に関することなどについて相談支援を行った。



相談支援のみで解決する方は支援のニーズは低め。
同行支援など伴走型支援が必要な方こそサポートが必要。

株洲市生活支援体制図

令和7年7月現在

株洲市

委託

委託

包括連携協定

派遣型士業相談支援事業

金沢弁護士会
能登復興建築人会議

- 専門職による法律
- 建物相談等

被災者見守り・相談支援事業

株洲さえ愛センター

株洲市社会福祉協議会

- 支援調整/会議運営
- 見守り相談訪問
- システム管理
- サロン企画運営

再委託：石川県精神保健福祉士会

連携

特定非営利活動法人
Y N F

- 災害ケースマネジメント
- 訪問計画立案
- 住まい等相談支援
- 見守り相談訪問

連携

特定非営利活動法人
ピースウィンズ・
ジャパン

- 医療支援
- 食糧支援
- 見守り相談訪問
- 子ども支援
- 家電支援
- サロン企画運営

連携

日本医療ソーシャル
ワーカー協会

- 災害時ソーシャルワーク
- 福祉的相談支援
- 同行訪問支援
- 見守り相談訪問

協力団体

医療・保健・福祉団体

- 能登北部保健所・石川こころのケアセンター
- 株洲市総合病院・穴水こころのクリニック
- 日本災害看護学会・災害看護研究所
- 石川県リビング・リテーションセンター・石川県社会福祉協議会

介護・障害団体

- 長寿会・すず椿
- 弘生福祉会・鳥越福祉会
- とうほうの里・すまいる株洲
- 複合型施設 和・株洲市社協居宅介護課

生活支援団体

- ピースボート災害支援センター(PBV)
- 日本レスキュー協会・BIG UP石巻
- 株洲ひのきしんセンター
- En・bousaring

リーダー：1名
サブリーダー：1名
地元採用正職員：4名
地元採用パート職員：1名

移住正職員：1名
移住契約職員：1名
福岡からの応援職員：2名
(10日/月 × 2名)
事務担当：1名(@福岡)
+
江崎(フルタイム換算)

地元採用者7名中、珠洲市在住5名、能登町在住2名。
うち3名は仮設に居住。(7月に1名新築再建済み)。

7名中7名が福祉職(介護)の経験者。
7名中4名が地震で失業。

個別訪問によるヒアリングや相談支援を担う。

スタッフの声



山形 リーダー

福祉制度・相談支援・権利擁護の現場を長年担ってきた社会福祉士。

「判断し、代理する」立場を経験してきたからこそ、災害の現場で“決められない支援”に強い戸惑いを感じた。

齋藤サブリーダー

介護現場から施設運営まで幅広く経験してきた福祉実践者。

人・時間・制度を同時に動かしてきたが、災害ではその“回し方”が通用しない場面に何度も直面した。

被災者支援に入る前のイメージ

「被災者支援は、炊き出しや避難所のイメージしかありませんでした。

個別訪問や相談支援があるとは思っていなかったし、訪問も安否確認のためだと捉えていました。

説明は受けましたが、正直、腹落ちはしていませんでした。」

実際に現場に出て感じた福祉との「違い」

「直接の介護とは全く違いました。

後見人のように代理で決める立場でもない。

当初は、自分が支援をしているとも思っていませんでした。

福祉はどうしても分類や制度に当てはめますが、

被災者支援は、こちらから踏み込まないと始まらない仕事でした。」

「つなぐ」が機能しない現実

「つなぎ先がない、という場面が本当にたくさんありました。

福祉の仕事では、次の窓口がある前提で考えてきたので、

それが通用しないことに戸惑いました。」



スタッフの声

被災者支援ならではの難しさ

「住まいの再建や制度の期限など、時間制限がある中で、関係性を一からつくるなければなりません。

合意形成が難しい方もいて、

じっくり関わりたいのに時間が足りないと感じました。

被災者支援は、関係性がある前提で始まる仕事ではありませんでした。」

福祉経験が活きた点／通用しなかった点

「事業所の状況がわかる、

利用者がやりたいことを考える力は役に立ちました。

一方で、災害の制度はほとんど知らず、

り災証明くらいしか分かっていませんでした。

知らない人と、知らない役割で働くことにも戸惑いました。」

無力感と判断の重さ

「合意形成が取れないまま時間が過ぎていくことがあります。

その判断が、後の後悔につながるかもしれないと思うと、何が正解かわからなくなることもありました。」

YNFのやり方で変わった視点

「誰が対象か、というくくりや分類をできるだけしないようになりました。

以前は、目の前の人の『生きる権利』や『幸せになる権利』を、ここまで意識していなかったと思います。」

これからやる人へのメッセージ

「福祉職は、知らないうちに見方が偏ります。

ラベリングから一度離れてほしい。

身に付けるには座学だけでは難しく、災害ごとに違いもあります。

当時の自分には無理だったことも、

今ならできると思えるようになりました。」



珠洲市における訪問事業

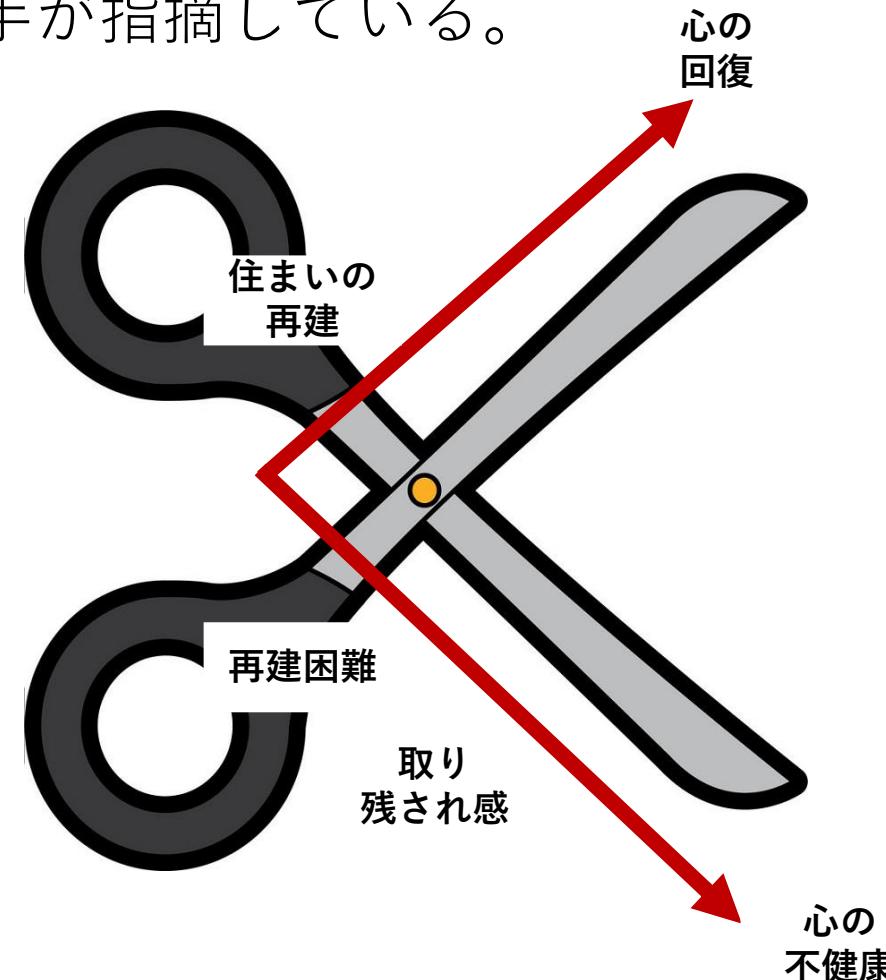
- 令和6年1月中旬～2月上旬
保健師による全戸訪問→保健・医療的視点
(実施主体：行政)
- 令和6年2月中旬～6月
被災高齢者等把握事業による全戸訪問
→2・3月は緊急対応的要素強め。4月以降は
被災や住まいの相談等も。
- 令和6年7月～現在
：YNFささえ愛センター受託
- 令和6年8月
在宅全戸訪問(通算4回目)(YNF、行政、社協、
MSW、災害看護学会、PWJ等)
- 令和6年9月
水害被災エリア調査訪問
- 令和6年11月
水害被害世帯個別訪問

- 令和7年3月
珠洲市住まいの意向調査(第3回)
個別訪問(環境建設課)
- 令和7年4月
珠洲市住まいの意向調査(第3回)
電話フォロー
→アンケート回答率30%台後半から訪問・電話
フォローにより95%超に。
- 令和7年5・6月
公費解体フォロー個別訪問
- 令和7年7月～現在
在宅全戸訪問(通算5回目)
- 令和7年10月
珠洲市住まいの意向調査(第4回)説明会
- 令和7年11月
珠洲市住まいの意向調査(第4回)フォローアップ



住まいの再建支援の重要性

住まいの再建は、被災者的心のケアという視点からも重要な問題と言える。発災から時間が経つにつれ、再建が進む人、進まない人が分かれてくることで、被災者的心の回復において、「はさみ状格差」という格差が生じることは多くの災害時の心のケアの担い手が指摘している。



- 訪問数が重視され、面談数が重視されない
⇒ 個別訪問 자체が目的に…
- 個別訪問で課題に気づけない
⇒ 災害特有の視点の必要性
- 複合的な課題に対応できない
⇒ 横の連携が取れない(地元支援者と外部支援者)
- 現行の支援制度の限界
⇒ つなぎ先すらない、深刻な課題が発生する

個別訪問の種別とポイント

個別訪問の種別

見守り



生活環境変化によるフレイル予防等が重要。訪問時点のみだけでなく、将来予測も必要。寄り添い型。

相談型



住まいの再建をはじめ、生活困窮など課題解決型。

【個別訪問計画のポイント】

- ・見守り→フレイル予防など具体的かつ継続的な取組みも必要。
- ・相談型→支援制度の利用状況を把握し、提案型で行う。
また、支援制度の期限に合わせた訪問計画も重要。

株洲市が供給・管理する賃貸住宅（復興公営住宅・株洲市賃貸住宅）の概要

- 株洲市では、自力での住宅の再建が難しい被災世帯のために、「復興公営住宅」（災害公営住宅）と木造仮設住宅を転用した「株洲市賃貸住宅」を整備します。

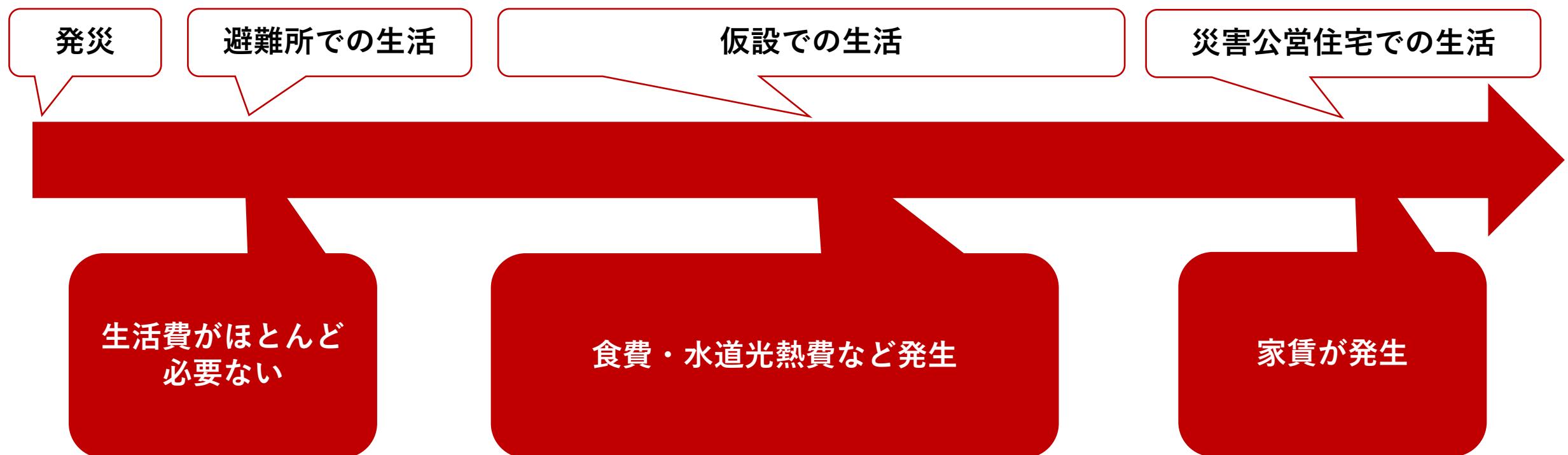
*高齢の被災者の場合、リバースモーゲージ型融資による自力再建による手法の方が、月々の負担が少なくなる可能性があります。詳細はp.16をご確認ください。

株洲市が供給する住宅	「復興公営住宅」（災害公営住宅） 【新築】	木造仮設住宅を転用した 「株洲市賃貸住宅」【転用】	
		被災世帯向け住宅	被災世帯・一般世帯向け住宅
概要	市が新たに供給・管理する、被災世帯向けの賃貸住宅（公営住宅）	木造仮設住宅を転用し、市が管理する賃貸住宅	
入居対象世帯	・罹災証明書で、「住家」が「半壊」以上かつ解体済または解体予定の世帯	・被災した世帯	・特になし※ ※被災世帯を優先
建て方	・戸建または長屋タイプ（1-2階建） ・共同住宅タイプ（3-4階建）	・長屋タイプ（1階建） ・共同住宅タイプ（2階建）	・共同住宅タイプ（2階建）
建物の性能	・新築 ・市営住宅整備基準に基づく	・木造仮設住宅をそのまま活用 ・応急仮設住宅の仕様	・木造仮設住宅を修繕して活用
面積	・45m ² 、55m ² 、65m ² 、75m ² の4タイプ	・20m ² 、30m ² 、40m ² の3タイプ	
家賃の目安	45m ² : 1.3~3.1万円/月程度※ 55m ² : 1.6~3.7万円/月程度※ 65m ² : 1.9~4.4万円/月程度※ 75m ² : 2.2~5.1万円/月程度※ ※入居1年目の家賃	20m ² : 0.7万円/月程度 30m ² : 1.1万円/月程度 40m ² : 1.4万円/月程度	20m ² : 2.0万円/月程度 30m ² : 2.5万円/月程度 40m ² : 3.0万円/月程度
“一定以上の収入”がある世帯	・入居から3年以内は、上記家賃+0.4~0.8万円 ・入居4年目以降は、国が定めた算出方法の“割増家賃”になる	・“一定以上の収入”がある世帯かどうかに関わらず、家賃額は一定	
入居者募集の方法	・原則公募	・原則公募	

復興住宅の入居要件を満たさない方のために、木造仮設住宅を転用し、市営の賃貸住宅として活用予定。（公営住宅ではない）



株洲市にはもともと賃貸住宅が少なく、家賃相場も高いため、居住支援の様な都市型支援では対応できない。



「その町らしさ」



「その人らしさ」



日本国憲法
第13条 幸福追求権
第25条 生存権